

請願第 7号

平成27年 9月 1日

川崎市議会議長 石田康博様

川崎区

全国建設労働組合総連合

川崎市建設労働組合協議会

ほか 2,260名

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国
に働きかける意見書提出を求める請願

請願の理由

戦後、高度経済成長の負の遺産の一つとして挙げられるアスベスト（石綿）を、建築物に大量使用したことによるアスベスト被害は多くの建設労働者、市民などに広がっています。

現在は、アスベストが含有されている建築物の解体等の工事管理・責任は発注者となっています。受注業者は作業主任を就かせ、特別教育を受講した労働者は適正なアスベスト除去をすることが義務付けられています。しかし、必ずしも予定価格に反映されていないアスベスト含有建築物の改修、解体工事が多く、適正な除去作業及び安全管理などが軽視されています。そのため、アスベストの飛散と建設労働者や市民などに被害が広がる現在進行形の公害といわれています。

欧米諸国では製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

特に建設業は重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。

国は石綿被害者救済法を成立させましたが、不十分なもので、抜本改正が求められています。

現場で働いてきた被害者と遺族の苦しみは、労働形態にかかわらず変わるものではありません。貴議会に、建設業に従事するアスベスト被害者と遺族が、まっとうに生活できる石綿被害者救済法の改正とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに採り、アスベスト問題の早期の解決を国に働きかける意見書の提出を請願します。

請 願 要 旨

川崎市議会議長名において、建設業に従事する者のアスベスト被害者と遺族が生活できる被害者救済法の改正とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに採り、アスベスト問題の早期の解決を求めることを国に働きかける意見書を提出すること。

紹介議員

山	崎	直	史
吉	岡	俊	祐
山	田	益	男
宗	田	裕	之